



CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

December 2017

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 17

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 17 となる本号では、特別企画として米国税制改正法案の成立について取り上げます。その他、中国の不正競争法改正の概要や TPP-11 など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

特別企画

- [米国税制改正法（The Tax Cuts and Jobs Act）が成立 — 日系多国籍企業への有利な影響と不利な影響](#)

1. 日本

- [民法の改正法、施行日が 2020 年 4 月 1 日に決定 — 約 120 年ぶりの大改正](#)

2. アジア

- [中国：不正競争防止法の改正—商業賄賂の定義の明確化](#)
- [ベトナム：2015 年成立の改正刑法の施行時期が 2018 年 1 月 1 日に](#)

3. 中東

- [アラブ首長国連邦：アラブ首長国連邦商事会社法外資規制の緩和](#)

4. 米州

- [アルゼンチン：汚職に関する会社の刑事責任を定めた法律が成立](#)

5. 欧州

- [英国：欧州委員会が英国 CFC ルールにおけるファイナンスカンパニーに関する除外規定に対する調査実施を公表 — 除外規定の恩恵を受けた利益に対する過年度課税の懸念](#)

6. TPP

- [TPP-11 大筋合意](#)

特別企画

米国税制改正法（The Tax Cuts and Jobs Act）が成立 — 日系 多国籍企業への有利な影響と不利な影響

2017年12月15日、下院で11月16日、上院で12月2日にそれぞれ可決された税制改革法案を一本化する合意がなされ、12月22日に大統領署名が行われ、法律が成立した。1986年以来と言われる大規模な税制改正となっており、日系多国籍企業にも少なからず影響（有利な影響と不利な影響）が生じ、対応が必要になると考えられる。

本ニュースレターでは、米国税制改正法案のうち、日系多国籍企業への影響が大きいと考えられる項目について解説する。もっとも、米国税制改正法案は詳細が必ずしも明確ではないもの、テクニカルエラーと思われる項目が存在すると言われており、今後のさらなる法案や米国財務省規則等も踏まえたうえで慎重に判断することが求められる。また、本ニュースレターで可能な限り速報でお伝えすることから、適宜修正等が入る可能性又は続報によって明確化する可能性があることもご了解いただきたい。

1. 法人税率の引き下げ

上院案では2018年1月1日以降に開始する事業年度、下院案では2019年1月1日以降に開始する事業年度から法人税率を20%まで引き下げることとされていたが、2018年1月1日以降に開始する事業年度から法人税率を21%に引き下げることと最終化された。なお、内国歳入法第15条において、課税年度中に連邦法人税率が変更された場合には日数按分に基づき二つの税率が適用されるとされており、新旧の日数按分により計算された新税率（旧税率が一律35%で累進税率の適用が無い3月期決算の場合には 31.548% （ $35\% \times 275 \text{日} / 365 \text{日} + 21\% \times 90 \text{日} / 365 \text{日} = 31.548\%$ ））が適用されることが見込まれる。

【日系企業への影響】

法人税率の引き下げは基本的には有利な方向での改正となるが、米国事業に関連して繰延税金資産を有する企業は繰延税金資産の取り崩しによる利益減少の影響が生じる可能性がある。また、標準税率が21%に低下することにより、下記で議論する国外無形資産所得に対する優遇措置によって租税負担率が20%未満となり、タックスヘイブン税制の影響とりわけ外国子会社の2018年4月1日以降に開始する事業年度から適用される部分合算課税については注意が必要となる。

2. 国際税務の改正

概観と狙い

税制改正法案のうち国際税務に関する部分は、現政権が志向する政策意図が色濃く反映されたものと言えるかもしれない。そして、国際税務の改正項目を総合すると、現状の各国において第三国の法人を活用する事業ストラクチャーに対する課税を強化する流れを形成している「税源浸食と所得移転」（= Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)）に正面から対峙する改正とも言え、米国多国籍企業の事業ストラクチャーは大きく変更される可能性がある。これらの国際税務等の改正は、以下の項目を併せて考えると分かりやすい。

- ① 法人税率の35%から21%への低減
- ② 米国法人による低税率国外無形資産所得（超過収益）に対する特別控除
- ③ 外国子会社の国外無形資産所得（超過収益）に対する合算課税

- ④ 外国子会社が有する無形資産の米国法人への分配について簿価引き継ぎを許容し、合算課税の対象外とする措置
- ⑤ 外国子会社からの受取配当を免税とする資本参加免税の導入（いわゆるテリトリアル税制への移行）とみなし国外所得還流税制

つまり、全体の構図としては米国の法人税率を引き下げて国外配当は免税となり、米国外のマーケットに販売する製品・サービスの輸出にかかる超過収益に対して優遇措置を与えると同時に、外国子会社が稼得する超過収益に対しては米国で合算課税の対象としつつ、当該外国子会社の超過収益を稼得する源泉となる無形資産の米国への移転に係る譲渡益については課税しないことによって、米国外のマーケットに販売する製品及びサービスの製造活動及び提供活動、そして無形資産及び当該無形資産の形成活動を米国に回帰することを奨励する制度にも見える。

また、米国外の多国籍企業が米国で事業展開する場合において、米国子会社から米国外の関連者に対する支払によって米国子会社の所得が減少することに関する課税強化を図る Base Erosion and Anti-Abuse Tax ("BEAT") と呼ばれる制度を導入する二段構えの様相である。

(1) 国外無形資産所得（超過収益）に対する特別控除（Foreign Derived Intangible Income ("FDII")）

この新しい国外無形資産所得（超過収益）に対する特別控除制度は、下院案にはなく上院案にのみ織り込まれていたものを基本に法案として最終化された。この制度は、本米国税制改正の一つの目玉であり、無形資産及びその形成活動、使用活動の米国回帰を促すことを意図した制度と言えるであろう。

概略としては、米国法人の事業資産簿価利益率 10%を超過する所得を「みなし無形資産所得」とし、これを全体の所得に占める海外市場への製品・サービスの輸出に係る所得の割合を乗じた金額に 37.5%（2026 年以降は 21.875%）を乗じた金額を所得控除とするものである。海外市場輸出所得のうち事業資産利益率 10%を超過する部分の実効税率は 13.125%（2026 年以降は 16.4065%）となる（Global Intangible Low-Taxed Income ("GILTI") に関しては特別控除率がみなし無形資産所得の 50%（実効税率は 10.5%））。なお、国外無形資産所得に対する特別控除制度は、後述する外国子会社の国外無形資産所得の合算課税制度と表裏一体となっている。

計算式は下記のとおりである。

（特別控除の計算式）

$$\text{特別控除} = 37.5\% \times \text{みなし無形資産所得} \times \frac{\text{海外市場輸出所得}}{\text{一定の全世界所得}}$$

$$\text{みなし無形資産所得} = \text{一定の全世界所得} - (\text{適格事業資産投資} \times 10\%)$$

適格事業資産投資額（Qualified Business Asset Investment）は、四半期末の有形資産の税務上の帳簿価額の平均とされている。また、米国法人から海外子会社への製品又はサービスの販売にかかる所得も、当該海外子会社がかかる製品又はサービスを非関連者である非米国居住者に販売している限りにおいて本制度の適用があるとされている。

本制度は基本的に米国法人の輸出所得について優遇を与えるものであるが、World Trade Organization (WTO) のルールとの兼ね合いについては未知数である。2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。

【日系企業への影響】

国外無形資産所得に対する特別控除は、本邦タックスヘイブン対策税制上の租税負担率の計算（租税特別措置法施行令第39条の14）においては、非課税所得として分母加算されると考えられる。法人税率が21%まで引き下げられたうえに国外無形資産所得に対する特別控除が適用される場合、米国子会社の租税負担率が20%未満となることも想定される。計算式から考えると、研究開発投資等の比重が高く、多額の固定資産の設備投資を必要としない業種については適用可能性が高いのではないかと考えられる。租税負担率が20%未満となる場合においても、米国子会社は基本的には適用除外基準を満たすケースが多いとも考えられるが、部分合算課税については留意が必要となる。また、極めて稀なケースであると推測されるが、2018年4月1日以降開始事業年度から適用される改正後のタックスヘイブン税制では、部分合算課税が適用される所得に「異常な超過利益（総資産の額（減価償却費と人件費を加算）の50%を超過する利益）」が加わっており、みなし無形資産所得が極めて多額な米国子会社についてはその適用関係について留意が必要となる。

(2) 外国子会社の低税率国外無形資産所得（超過収益）（GILTI）に対する合算課税

上述の米国法人による国外無形資産所得（超過収益）に対する特別控除と表裏一体とも考えられる制度である。

概略としては、米国法人の米国子会社全体（米国株主以外の持分は除外）の事業資産簿価利益率10%を超過する所得を「みなし無形資産所得」とし、これを米国子会社全体の所得（CFC税制で課税される所得や関連者からの配当所得等は控除）に占める海外市場への製品・サービスの輸出に係る所得の割合を乗じた金額が合算課税の対象となる。計算式としては、国外無形資産所得の特別控除制度に類似しており、各計算要素が海外子会社の所得や事業資産となるだけである。なお、GILTIは50%（2026年以降は37.5%）の特別控除が適用されることから、合算による実効税率は10.5%（2026年以降は13.125%）になると想定される。2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。

(3) 外国子会社が有する無形資産の米国法人への分配について簿価引き継ぎを許容し、合算課税の対象外とする措置

外国子会社が有する無形資産の米国株主への分配に関して、当該無形資産の当該分配時の時価は米国税務上の簿価を越えないものとし、当該無形資産の分配に係る譲渡益を合算課税の対象外とする制度が導入される。これは米国子会社が有する無形資産を米国に還流することを奨励する措置と考えられ、上述の国外無形資産の特別控除並びに合算課税制度と併せて考えると非常に興味深い内容となっている。

(4) 資本参加免税制度とみなし国外所得還流税制

① 資本参加免税

日本が資本参加免税制度に移行した後は先進国の中では基本的に米国のみが間接外国税額控除制度を維持していたが、米国も外国子会社配当を100%免

税とする資本参加免税制度（いわゆるテリトリアル税制）に移行することで法案は最終化された。

資本参加免税の適用は、米国法人株主が外国子会社の持分の10%以上を、最後の配当に関する基準日の365日前から起算する731日間において365日超有していることが条件とされている（要は12か月間保有要件）。なお、配当金が配当支払法人の所在地国の税法上、損金算入されている場合には資本参加免税は適用されないこととされている。また、資本参加免税制度に移行することに伴い、資本参加免税の対象となる外国子会社からの配当について課せられた外国税額は外国税額控除の対象外、かつ損金不算入とされる。資本参加免税は2018年1月1日以降に支払われる外国子会社からの配当について適用される。

② みなし国外所得還流税制

資本参加免税への移行に対する措置として、外国子会社について1986年以後に生じた一定の未分配所得（2017年11月2日現在又は2017年12月31日現在のいずれか大きい金額）について一律に合算課税の対象とし、現金等価物相当分は15.5%、現金等価物以外に相当する部分は8%の税率で課税することとなった（一定の外国法人税は控除される）。外国子会社の未分配所得は外国子会社全体で計算されるため、未処理損失との相殺が認められる。みなし国外所得還流税制に係る税額は8年間の繰延べ（当初5年間は繰延額の8%、その後段階的に増加）での納税が認められる。

(5) 税源浸食と租税回避防止税制（Base Erosion and Anti-Abuse Tax ("BEAT")）

国外無形資産所得の優遇措置及び資本参加免税制度の導入などの米国多国籍企業の競争力向上という柱に加えて、本米国税制改正のもう一つの柱とも言えるのが税源浸食と租税回避防止税制（BEAT）であろう。

【制度の概要】

米国法人の国外関連者に対する支払（棚卸資産の売上原価及び一定のサービスを除く）、すなわち Base Erosion Payment/Benefit がなかったとした場合のその事業年度の調整後所得（Modified Taxable Income）の10%（2018年については5%、2026年以降は12.5%）が、その事業年度の税額を超過する部分の金額が Base Erosion Minimum Tax として課税される。Base Erosion Payment としては国外関連者に対する利子、使用料やサービスが考えられる。もっとも Base Erosion Payment に含まれるサービスからは第482条に規定する Service Cost Method に該当するサービスは除かれる（ただし、R&Dや製造に関するサービスは Base Erosion Payment に該当する）。適用対象は、(i) 50%超の資本関係にある法人グループの過去3年間の平均売上合計額が5億米ドル、及び(ii) Base Erosion Percentage が3%以上を満たす米国法人に限定される。

Base Erosion Minimum Tax は Modified Taxable Income の10%（2018年は5%）が通常の税額を超過する部分となるため、単純計算では Base Erosion Payment によって課税所得が52.3%（2018年は76.2%）減少した場合に適用されることになると考えられ、比較的大規模な関連者支払がない限り適用がないと考えられる。本制度は2018年1月1日以降の Base Erosion Payment に適用される。

3. その他の重要な改正

(1) 代替ミニマム税（Alternative Minimum Tax）の廃止

Alternative Minimum Tax（AMT）は2018年1月1日以降に廃止される。現行法において翌事業年度以降に繰越されるAMT Creditは維持されるが、2018年以降は控除超過額の50%相当額が還付され、なおも残額がある場合には2021年に全額還付される。

(2) 繰越欠損金の利用制限

現行法では、欠損金（Net Operating Loss）は基本的に2年間の繰戻し又は20年間の繰越が認められている。最終化された法律では、欠損金の繰戻しは原則廃止、2018年1月1日以降に開始する事業年度に発生した欠損金については、繰越期限が廃止される一方、翌事業年度以降の課税所得の80%までしか損金算入されないこととなった。

改正の詳しい内容については、以下の弊社英語版ニュースレターを参照されたい。

- Baker McKenzie "[The Tax Cuts and Jobs Act: Congress Passes A Major Tax Bill For First Time in Thirty Years](#)", Tax News and Developments
- Baker McKenzie "[U.S. Tax Reform - Provisions Impacting Private Equity](#)", Tax News and Developments
- Baker McKenzie "[U.S. Tax Reform – Provisions Impacting the Renewable Energy Industry](#)", Tax News and Developments

[最初のページに戻る](#)

1. 日本

民法の改正法、施行日が2020年4月1日に決定 — 約120年ぶりの大改正

[本ニュースレターVol. 11](#)で報じたとおり、民法の債権関係の規定を約120年ぶりに大幅に改正する法律が2017年5月に成立、6月に公布された。そして今般、12月15日の閣議決定により、その施行日が2020年4月1日（一部規定を除く。）と決定された。今後、施行までに関連する政省令等の規定の整備がなされることになる。

今回の民法改正は、契約関係等を規律する債権関係の規定を改正するもので、改正は非常に多数の項目に及ぶ。改正法では主に、①社会・経済の変化に合わせて公平でわかりやすい民法にするための改正（法定利率の変更、消滅時効の一本化、個人保証の意思確認手続きの新設、定型約款に関する規定の新設など）、②確立した判例や解釈論を明文化するための改正（将来債権の譲渡が可能であることの明記など）がなされている。

また、債務不履行による解除の要件の変更や、当事者双方に帰責事由なく履行不能になった場合に債権者が取りうる手段の追加といった、契約実務への影響が予想される改正内容も多く含まれることから、改正法に対する理解を深めておく必要がある。

改正の詳しい内容については、[本ニュースレターVol. 11](#)を参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

中国

不正競争防止法の改正 — 商業賄賂の定義の明確化

2017年11月4日、全国人民代表大会常務委員会において、1993年の施行以来初の改正となる不正競争防止法の改正案（以下、「改正法」）が可決された。改正法は、2018年1月1日に施行される。

以下、(i) 商業賄賂の定義の見直し、(ii) 厳罰化、(iii) 調査権限の強化、(iv) 調査妨害に対する制裁、(v) 従業員の行為についての事業者の責任、(vi) 民事訴訟による救済の各項目に分け、改正の要点を概説する。

(i) 商業賄賂の定義の見直し

改正法において、商業賄賂とは、「①取引相手方の従業員、②取引相手方が当該取引に関する事務を委任した法人若しくは個人（下請業者や代理人等）、又は③問題となる取引について何らかの権限若しくは影響力を有する法人若しくは個人に対し、現金、財産その他の利益を供与し、取引の機会又は競争上優位な地位を得ようとする事」をいうものとされている。

近年、米国、英国、ブラジル等において、（直接の取引相手方ではない）代理店等に対する贈賄が摘発された例が注目されているが、今般の改正はこのような国際的な摘発傾向に歩調を合わせるものであり、今般の改正により、中国でも第三者に対する経済的利益の供与が商業賄賂として摘発されるおそれが高まったといえる。

(ii) 厳罰化

改正法では、商業賄賂を行った場合に科される過料の金額が大幅に引き上げられ、10万元以上300万元以下の過料を科すものとされる。さらに、違法に得た利益も没収される可能性があり、重大な違反の場合には、許認可が取り消されるおそれもある。

(iii) 調査権限の強化

商業賄賂問題を管轄する国家工商行政管理総局（以下、「SAIC」）は、現行法の下では違法に収受された現金及び財産を差し押さえる権限を有していなかったが、改正法により、当該権限を与えられることとなる。

さらに、SAICは、不正競争を行った疑いのある事業者の銀行口座を調査する権限も有することとなる。これらの権限を行使するためには、公的機関による承認が必要となるものの、中国に展開する企業においては、調査に警戒が必要である。

なお、シンガポール会社法の改正により、シンガポールの会社は、原則として実質的所有者、支配者及び名義取締役の指名者を公開しなければならない点に留意が必要である。

(iv) 調査妨害に対する制裁

近年調査妨害行為に対する制裁が厳罰化する傾向があるが、改正法もその例に漏れない。具体的には、調査妨害を行った個人に対しては5,000元以下の罰金、調査妨害を行った法人に対しては5万元以下の罰金が科される。

なお、当該罰金は、贈賄又は収賄を行った者に限らず、問題となっている贈賄行為に関与し、かつ調査に非協力的であった法人又は個人に対しても科されうる。

(v) 従業員の行為についての事業者の責任

改正法では、事業者の従業員が商業賄賂に関与した場合、当該従業員の行為は事業者によるものと同視されることとなる。もっとも、事業者側において、当該従業員の行為が事業者による取引の獲得その他競争上優位な地位の獲得目的に関連しないことを立証することにより抗弁することが可能である。

SAICの担当部長があるインタビューで語ったところによれば、このような抗弁が認められる場合とは①事業者が適切なコンプライアンス制度（方針・措置）を整備している場合、②事業者が従業員の行為を十分指導監督しうる措置が整備されている場合、③明示的であるか暗黙のものであるかを問わず、従業員による商業賄賂を容認していない場合であるとのことである。

(vi) 民事訴訟による救済

改正法においては、不公正な競争行為（商業賄賂を含む）により損害を被った被害者が、当該行為を行った事業者に対して損害賠償請求訴訟を提起できることが明記されることとなった。具体的には、被害者は、違法行為により被った損失及び損害（違法行為を是正するための合理的な支出を含む。）の賠償を請求することができる。

今後のアクション

改正法においては、商業賄賂の定義が大きく変更されているため、各企業においては、改正法に抵触する事態を防ぐべく、改めて事業運営上のリスクやコンプライアンス体制を見直す必要がある。具体的には、以下の各事項の確認又は実施が推奨される。

1. 社内コンプライアンス体制：既存のコンプライアンス・プログラム等が改正法の求める水準に達しているか否かの確認や経営陣等に対する対面研修の実施
2. 既に第三者が取引に関与している場合：代理店やエージェントが関与する既存契約の確認（商業賄賂に相当する行為がなかったか）
3. 新たに第三者を関与させる場合：（取引機会を確保するために第三者を関与させる場合には）第三者に関する事前のデューディリジェンスの実施
4. 取引に関与する第三者との関係管理：取引に関与する第三者との契約において、（当該第三者に対する自社の監査権限も含めた）法令遵守義務を定める条項の規定、並びに、第三者に対する、法令遵守に関する定期的な監査及び研修の実施
5. 贈答・接待等に関する社内ルールの確認：金員、贈答品又は接待等を提供すること又はこれらを受けることに関する社内ルール及び監督体制の見直し

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

2015年成立の改正刑法の施行時期が2018年1月1日に

2017年6月20日、下院は2015年11月27日成立の改正刑法を施行するための決議を採択した。これにより、2015年改正刑法は2018年1月1日から施行されることとなった。以下、重要な改正点につき説明を行う。

■ 営利法人の刑事責任

改正刑法により、自然人だけでなく営利法人が一定の犯罪類型につき刑事責任の主体となることとなり、対象となりうる32の違反行為が規定された。具体的には、①租税回避、②保険事業における詐欺、③従業員に係る法定の保険料支払の回避、④競争規制の違反、⑤知的財産権の侵害、⑥マネーロンダリング及び⑦テロの資金調達である。

改正法によれば、営利法人は、(i) 営利法人の名前で違反が行われた場合、(ii) 営利法人の利益のために違反が行われた場合、(iii) 営利法人の指示又は承認のもと違反が行われた場合、(iv) 起訴時効の範囲内で違反が行われた場合にのみ、上記違反の対象となる。

また、営利法人が刑事責任の対象となることにより、違反を犯した自然人が刑事責任を免れることにはならない。営利法人に適用される罰則は、罰金、業務終了又は業務停止、1～3年の業務活動遂行及び/又は資金調達の禁止が存在する。

■ 汚職関連違反が民間部門に拡大

改正刑法は、①横領、②収賄、③贈賄、④賄賂の仲介を含む汚職関連行為の違反対象者を民間部門に拡大した。公又は民間いずれに対する直接の贈賄又は賄賂授受の仲介行為は刑事責任の対象となる。賄賂の該当性に関する基準額は200万ベトナムドン（約95米ドル）のままである。

贈賄について贈賄者は1,000万～5,000万ベトナムドン（約445米ドル～2,222米ドル）の罰金に加え、最大で20年の懲役が科される。営利法人は、商業賄賂のような、汚職関連の犯罪につき刑事責任を負う対象とはならず、自然人のみが法人によりなされた汚職関連違反の処罰対象となる。

■ コンピュータや電気通信のネットワークを通じた違法サービスの提供に関する違反の廃止（292条）

292条の廃止は、改正刑法下の違法なビジネスを行う罪の廃止と合致する。当該条文の廃止は、コンピュータや電気通信のネットワークを通じた事業活動、特に新技術のスタートアップの発展を促進すると考えられる。

■ マルチ商法プラクティスの事業規制に対する違反の追加（217A条）

改正刑法は、①マルチ商法の販売活動の登録証なしに行われる業務、又は②当該登録証の内容に整合しないマルチ商法の事業活動を違法とする。罰則は、最大50億ベトナムドンの罰金又は1～5年の懲役であり、加えて1億～5億ベトナムドン（445米ドル～2,222米ドル）の罰金又は1～5年間の一定の業務の禁止が科されうる。自然人のみが当該違反の刑事責任を負う。

[最初のページに戻る](#)

3. 中東

アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦商事会社法外資規制の緩和

アラブ首長国連邦（UAE）政府は、特定の会社及び業種に関し、アラブ首長国連邦本土における51%の現地資本要件を免除する権限を認められることとなった。

すなわち、UAEの現地資本による出資を規定している2015年連邦商事会社法（CCL）が改正され、閣僚会議において、外国資本による過半数または100%所有を認める業種及び会社を指定することが可能とされた。

本改正は、2017年法律第18号に基づく政令（decree）として公表されたもので、2017年10月28日に施行された。

この重要な進展は、UAEが掲げる国家ビジョンである「Vision 2021」に則したものであり、一定の業種における外資規制緩和のための外国直接投資規制を承認する意向であるとの近時のUAE政府の声明に従ったものである。

この大きな進歩により、外国資本が UAE に対して大きな関心を向ける可能性が高まっており、影響を受ける業種における既存の投資ストラクチャーの再編や見直しにつながる可能性がある。

従来の政府の説明によれば、現地資本要件の免除対象となる業種は限られたものとなり、戦略上重要な産業又はイノベーション、テクノロジー、環境といった政府の重要施策に大きな影響を与える業種が含まれることが予想される。

本改正に関し、現時点で早急に取り組むべき対応はないものの、免除対象となる業種を選定する閣僚会議の政令制定の動向に注目する必要がある。政令制定の今後のスケジュールやその範囲に関しては、明らかになっていないが、この分野を規律する主要法令である連邦商事会社法（CCL）が、外資規制の緩和に備えて改正された事実は、変化が間近であることを示している。

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

アルゼンチン

汚職に関する会社の刑事責任を定めた法律が成立

2017 年 11 月、アルゼンチンの国会において、汚職に関する会社の刑事責任を定めた法律（以下、「新法」）が成立した。新法は、官報にて公布された 90 日後に施行される予定である。

[本ニュースレター Vol. 9](#) で取り上げたとおり、新法は、汚職事案の発生を防止し、汚職行為の責任を有する者に対して実効的に罰則を科すために、汚職行為に対する現行の調査を促進することを意図しており、アルゼンチンの法制を国際的な基準に合わせることで期待されている。

具体的には、新法は、贈収賄（国際的なものも含む）、従業員による不正な蓄財及び虚偽の貸借対照表・報告書の作成等に関与した会社に対して、違法行為により得られた利益の 2 倍から 5 倍の罰金、事業の停止、競争入札への参加資格の剥奪・停止、政府の補助金の終了・停止等の罰則を定めている。

なお、会社が自発的に違反を通告した場合や適切なコンプライアンスプログラムを実施している場合、違反行為により得られた利益を返還した場合には、会社の責任は免除される。

新法において、会社による管理・監督に係る基準等が指針が示されており、これが裁判所による罰則の判断に際して考慮される。したがって、今後、会社としては、上記指針を参考にしつつ、適切なコンプライアンス制度を構築することが重要であると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

5. 欧州

英国

欧州委員会が英国 CFC ルールにおけるファイナンスカンパニーに関する除外規定に対する調査実施を公表 — 除外規定の恩恵を受けた利益に対する過年度課税の懸念

概要

欧州委員会は、2017年11月16日、2013年に導入された英国の被支配外国法人（controlled foreign company）ルール（以下、「英国 CFC ルール」といい、また単に「CFC」というときは英国親会社の CFC をいう。）、特に英国租税法（the Taxation Act 2010）第9A部第9章に規定されるファイナンスカンパニーに関する除外規定に対する調査を実施するとの決定を公表した。

欧州委員会の決定からは、2013年以来、欧州委員会が英国 CFC ルールについて調査を行っており、英国政府と折衝を重ねていたことが明らかになった。英国政府のこれまでの表明に反して、欧州委員会はファイナンスカンパニーに関する除外規定が、広範な英国 CFC ルールから不当に逸脱しており、また、欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of the European Union）（以下、「TFEU」）第107条第1項に反する違法な国家補助を構成するとの暫定的見解を示した。

当該除外規定により、外国子会社に対して貸付を行うことで生じた CFC の所得の75%を、英国 CFC 課税から除外することが可能になり、その結果として、本来であれば英国の現在の会計年度における実効税率は CFC の稼得した利益の19%であるところ、これを4.75%とする機能を果たす。

CFC の国外貸付の原資が最終的に「適格性のある資金源」、すなわち借り手が居住者となる法域又は新たな外国資本からの資金から拠出されている限りにおいて、又は CFC 及びその外国子会社の合計金融利益が英国の多国籍グループ全体の純支払利子を上回る場合、除外規定は、CFC の金融利益の最大100%を英国 CFC 課税から除外する機能を果たす。

英国 CFC 税制は、2007年から2012年までの労働党と連立政権による産業界との協働・折衝の成果である。ファイナンスカンパニーに関する除外規定は、財務省の財務的リスクをできるだけ回避する要請の一方で、英国国籍企業の事務負担軽減のため税制をよりシンプルで実効的なものにする要請との微妙なバランスをとるべく、とりわけ注意深く策定された妥結策である。

欧州委員会がファイナンスカンパニーに関する除外規定が違法な国家補助を構成すると最終的に判断した場合、2013年の制度導入以来除外規定の恩恵を受けてきた全ての英国居住の企業は、得ていた財務上の利得を複利計算された利子とともに返還しなければならない可能性がある。

ファイナンスカンパニーに関する除外規定は、英国 CFC ルールの核となる規定である。欧州委員会の問題提起は、過年度の税額に対する影響と、将来の英国の CFC 税制の在り方に与える影響からして、英国に拠点を持つ多国籍企業に多大なる不確実性をもたらすものと思われる。対外投資や M&A の際の拠点として魅力的であり続けた英国という選択肢に疑問を生じさせ、将来のタックスポジションについてより高い確実性を要求する多国籍企業が英国国外に再度本拠を移管する流れを生み出すだろう。しかしながら、欧州委員会のアプローチは、別の観点から考えると、他の EU 加盟国が自国の CFC 税制の将来の方向性を必ずしも自由に決定することができなくなるということを示すとともに、各国が新たな CFC 税制を策定する際には EU の租税回避

対策指令（EU Anti-Tax Avoidance Directive）の要件に従ったものとするよう作用するだろう。

BREXITの問題に言及するまでもなく、英国の将来の政策の方針にはすでに多大なる不確実性が存在しているだけに、この出来事は、英国の多国籍企業にまた新たな悩みの種を増やすことになった。

欧州委員会の問題意識

欧州委員会は、従前、英国 CFC ルール一般について何ら問題を提起してこなかった。しかしながら、欧州委員会は、ファイナンスカンパニーに関する除外規定が、加盟国間の通商に影響がある限りにおいて、形式を問わず加盟国により供与されるあらゆる補助又は加盟国の資金により供与される補助のうち、特定の事業者又は特定の商品の生産に便益を与えることにより競争を歪曲し又はその恐れがあるものに適用される TFEU 第 107 条第 1 項が規制する国家補助に該当するとの見解に至った。

特に、欧州委員会は、除外規定が英国 CFC ルールから逸脱していると考えており、除外規定は CFC ルールが適用される限界を示すという意味で、CFC ルールの不可欠な要素であるという英国政府の主張を排斥した。さらに、欧州委員会は、英国 CFC ルール一般の目的の観点からして、除外規定が、同等の法的及び事実的な状況にある事業者間での取扱に差異が生じうるという点で差別的な利益を提供すると考えているものとみられる。

英国 CFC ルールの目的は、英国から意図的に回避された利益に対する英国の課税権を確保することにある。英国 CFC 税制の第 5 章において、英国における重要な人的機能が利益稼得に寄与し、又はその利益が直接的又は間接的に英国資本に由来する限りにおいて、当該金融利益は広く英国 CFC 課税の対象となっている。

しかしながら、グループ間貸付においてファイナンスカンパニーに関する除外規定の該当性を検討する観点からは、グループは、CFC が、自らが居住者となる法域内において、そこでの活動の目的に照らし合理的な程度で持続性を持つ営業拠点を保有しさえすればよい。CFC が英国非居住者としての属性を維持する限り、英国親会社等の決定権者による CFC の貸付事業に対する寄与は無関係である。同様に、既存の貸付関係が、英国の利子所得の課税額減少を主要な目的として英国から CFC へと拠出されるのでない限り、CFC の資本の原資の由来も基本的には問われない。

ファイナンスカンパニーに関する除外規定は、選択的に、条件を満たすあらゆる英国企業がその適用を受けることができる。しかしながら、欧州委員会は、ファイナンスカンパニーに関する除外規定は、グループ内貸付から得られる利益にのみ適用され、その他の取引から得られる利益には適用されないため、差別的な利益を与え、税制の中立性に問題があると考えている。したがって、英国子会社や英国又は海外の第三者に対する貸付は、除外規定の適用を受けることができないのに対し、他の CFC に対する貸付から得られる CFC の利益は、除外規定の適用を受けることができる。このような欧州委員会の判断が、2016 年 12 月の World Duty Free グループの事案における欧州司法裁判所の判断に後押しされていることは言うまでもない。この事案に関する欧州司法裁判所の判断によれば、欧州委員会は、租税措置から特別な利益を得ている事業者のカテゴリーを特定する必要はないとされる。

英国の多国籍企業に対する影響

欧州委員会がファイナンスカンパニーに関する除外規定が違法な国家補助に当たると判断した場合、英国政府は EU 法上、除外規定から得た利益に加え複利計算された利子を受業者から回収しなければならない。

回収は調査開始から 10 年遡った期間について行われる。ファイナンスカンパニーに関する除外規定は、2013 年に導入されたため、当時から除外規定の恩恵を受けてきたグループ企業は、CFC の所得に課される英国の法人税率（2013 年の 23%から現在の 19%の間）と、除外規定に基づく軽減申告税率との間の差額を支払わなければならない可能性がある。

除外規定の適用がなかったとしても、グループ企業は、CFC 課税の対象とならず、又は低い CFC 課税しか課されていないため、何ら利得を得ていないと主張することは可能である。例えば、CFC が外国資本により全部又は一部の出資を受けており、CFC の貸付事業に関して、英国内に何ら又少ししか重要な人的機能がないというような場合である。このような状況では、除外規定に依拠したとしても、何ら違法な国家補助がグループ企業に対してなされていないと主張することができる可能性がある。

また、他の EU 加盟国内に所在する CFC については、除外規定の適用のない場合の英国 CFC 課税は、欧州司法裁判所の Cadbury Schweppes の事案における判断に依拠すると、EU 法で保障されている設立の自由に反するため、違法な国家補助がなされていないとの主張も可能である。

現在までのところ、多くのグループ企業は、ファイナンスカンパニーに関する除外規定の適用を受けられていない。それは、国外の CFC の利益は外国資本によって得られており、かつ英国における重要な人的機能からの海外の貸付事業に対する寄与がないか、又は少ないという理由に基づく。除外規定は、HMRC による調査・争訟に関するダウンサイドリスクを限定する有効な防御策である。この文脈では、欧州委員会の決定は、過去の期間においてこの防御策に依拠することが可能かどうか、及びこれを将来において継続して用いることができるかどうかということに関する懸念を生じさせる。それゆえ、上記の状況にある CFC は欧州委員会の調査の直接のターゲットではないが、HMRC の調査・課税方針が当該除外規定に準拠する度合いによっては、間接的に影響を受けるリスクがある。

今後の展望

今後、英国政府は、欧州委員会に対する最初の回答を行い、その数週間後に欧州委員会による決定が正式に公開された後、1 か月間の関係者による匿名での意見提出期間が始まる。欧州委員会は迅速に物事を進めるつもりとみられ、最終的な決定は 12 か月以内に出される可能性が高く、8 月の休暇前に最終的な決定がなされる可能性がある。

前述のとおり、欧州委員会が、ファイナンスカンパニーに関する除外規定が違法な国家補助を構成するとの結論に至った場合、理論的には、英国政府は 4 か月以内に過年度分の課税をしなければならないが、回収すべき額の算定が複雑であることから、実際の期間は 1 年又はそれ以上になる可能性がある。欧州委員会が、英国が合理的なペースで行動しておらず、欧州委員会に最新の情報を伝えていないとみなした場合には、欧州司法裁判所への提訴も検討される可能性がある。

本措置が英国の EU 離脱の予定日である 2019 年 3 月末より前に執行が始まるかどうかは不透明であるが、英国政府の現在の政策等に沿って、EU の国家補助に係るルールが英国の国内法となる可能性もある。

なお、欧州委員会が適用対象となる具体的な企業を公表する可能性は現在のところ想定されていない。

[最初のページに戻る](#)

6. TPP

TPP-11 大筋合意

2017年11月9日、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定（TPP）は、TPP-11として、大筋合意に至った。紆余曲折を経た末に漸くたどり着いた成果である。

2017年1月23日、米国大統領に就任してまもなく、トランプ氏はTPPから離脱するための大統領令に署名をした。そして、「可能な限り二国間交渉を進めていく。」と宣言した。

日本は、2016年12月9日、TPP関連法案を既に可決・成立させていた。ほとんどの法案は、TPPの発効が条件となっているため、TPP関連法案は宙に浮くかたちとなった。

米国が離脱した後のTPPへの対応については、加盟国間で温度差があった。ベトナム・マレーシア・カナダは、米国抜きのTPPの推進には消極的であったと言われる。これに対し、日本・オーストラリア・ニュージーランドは、TPP-11での合意（米国抜きでのTPP 11か国による合意）に積極的であった。TPP-11をとにかく前に進めなければの一心で、加盟国は会合を開催し、11月大筋合意を目標に据えた。そこで、日本が提案したのは、米国のみが強行に主張していたような条項は、米国が戻ってくるまでは凍結させ、残りの条項について11国間で合意する、という案であった。この提案に対し、凍結させたいという提案は50以上に上ったと報じられ、大筋合意は困難かと思われたが、11月の大筋合意が達成された。これには、米国との二国間交渉よりも多国間自由貿易協定を志向する日本を中心とする加盟国の熱意、世界中の地

域協定が米国もしくは中国が主導する地域協定のみになることに対する漠然とした不安、そして、これまで積み上げてきたTPP各条項への自信と期待があったからであろう。

凍結となった主な項目には、バイオ医薬品のデータ保護期間、著作権を死後70年以上にすること、国が企業への投資許可・合意に違反した場合の紛争解決手続（Investor State Dispute Settlements（ISDS））、地方自治体の公共調達の外資開放を再交渉とすること、等である。ISDSについては、日本も含め、各加盟国が準備をしていたところであるが、今回の凍結により、投資に関連する紛争解決手続についての課題を提供することとなった。

これに対し、継続協議が決まった項目は、国有企業の扱い（マレーシア）、石炭産業のサービス投資ルール（ブルネイ）、文化保護のための国内企業優遇（カナダ）、労働の紛争処理（ベトナム）の4項目である。

TPPは、他の地域協定と同じように、関税低減、撤廃を内容として含み、このことが、貿易障壁の低減、ひいては、加盟国間の貿易の活性化につながる。関税分野については、オリジナルのTPPが原則として維持された。これにより、牛肉等の農産品の関税が低減し、自動車や自動車部品の多くの関税が撤廃・削減される。

TPPは、関税障壁の撤廃のみならず、電子商取引のデータ流通の制限の禁止によって電子商取引の拡大を図ったり、知的財産分野でのルールの制定、先端分野での内容を盛り込んでいる「21世紀型の協定」として期待されている。通関を原則48時間以内にするという努力目標や、ビザ免除、商用ビザの滞在期間の長期化等は、非関税障壁の低減として、ヒトとモノの流れの円滑化に資するものであろう。

米国が離脱したことによってTPP加盟国のGDPの世界に占める割合は、37.5%から12.9%に減少したが、それでも、世界のGDPの1割以上にあたるTPP-11の存在感は大きい。

TPP-11の間、あるいはTPP-11を含む、サプライチェーンの展開は、今後一層、活発になると予想される。

TPP-11の中にも、競争が生まれる。ベトナム政府は、早速、2019年1月から、主要な自動車部品の関税をゼロにするという方針を打ち出した。

今後は、各加盟国における批准の手続き、そして発効へと進む。米国の離脱のようななどでん返しが起こらないとも限らないのか？そのようなことが起こらないように、他の地域協定が周りを固める。

日欧EPAは、2017年7月6日、大筋合意され、同12月8日妥結した。やがて、日英EPA交渉も始まるであろう。

東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership（RCEP））は、ASEAN 10か国に、日本・中国・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・インドを加盟国とし、2012年11月以来交渉が続いている。ここに至って、RCEPと並行して、習近平国家主席が2013年秋から提唱している一帯一路構想（シルクロード経済圏構想）が注目を集めだした。

このように、TPP-11の巻き戻しを許さない程のスピードで、新しい枠組みへの模索が始動している。それは、「米国第一」主義に代表される内向き志向と対抗するかの如くであるが、それぞれが何を志向し、何を人々にもたらすのか、我々は今後も見守る必要がある。

[最初のページに戻る](#)

www.bakermckenzie.co.jp

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2017 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。
法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。